

平成24年度 教育モニターからの質問とその回答 6月分

月	住所	性	歳	質問および回答
6	大垣市	女	40	<p>いじめや不登校に対する教育相談体制について、支援を要する児童生徒と関わる場合、同じ相談員が継続して相談にあたったほうが効果があると思われるが、学校によってはそうでないところがある。また、各学校の相談室の開室時間についてもどのように決められているのだろうか。</p> <p>⇒県教育委員会においては、教育ビジョンに示しているように、いじめなどの問題行動や不登校に悩み苦しむ児童生徒や保護者に寄り添い支援するため、総合教育センター・各教育事務所で面接相談及び24時間体制の電話相談において教育相談を推進しているところです。</p> <p>一方で、学校における教育相談体制充実のために、すべての中学校と54校の小学校に、スクールカウンセラーやスクール相談員を配置し、週1回あるいは2週に1回勤務いただいています。したがって、各市町村教育委員会が配置している相談員とあわせても、ひとつの学校に同じ相談員が常駐できなかったり、相談室が開室できなかったりする場合があります。</p> <p>各学校においては、同じ相談員が継続して支援することで効果をあげたり、複数の目で児童生徒理解を進め支援することで効果をあげたりしており、カウンセラーや相談員が常駐できなくても、教育相談主任を中心にすべての教職員が教育相談に対応できるように教育相談体制の充実に努めています。支援の必要な児童生徒の様子についても、継続して支援ができるように、カウンセラーや相談員と連携を取ると同時に、相談室の開室時間についても、各学校の児童生徒の実態に応じてきめ細かく調整し、工夫をしているところです。今後もさらに教員の教育相談に関わる資質の向上を目指した研修会の機会を増やすなどして、教育相談体制の一層の充実に努めていきたいと考えています。【学校支援課】</p>
6	各務原市	男	60	<p>私立幼稚園の保健安全について、幼稚園によっては養護教諭が設置されていないところもあるように思う。私立幼稚園に養護教諭の設置義務はないのだろうか。</p> <p>⇒ 私立幼稚園は、幼稚園設置基準に基づき運営されていますが、養護教諭の設置については、同基準第6条により、「幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない」と定められており、養護教諭又は養護助教諭の設置は、努力義務となっています。</p> <p>幼稚園の安全確保に関しては、学校保健安全法第29条第3項により、「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う」と定められており、幼稚園の安全確保における学校の責任が明記されているところです。【人づくり文化課】</p>